

香美市社会体育施設運営審議会委員公募要項

1. 目的

香美市社会体育施設運営審議会は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置されています。審議会は教育委員会の諮問に応じ社会体育施設の適正な運営について、必要な調査及び審議を行う機関です。

香美市社会体育行政について、市民の方々から広くご意見などをいただきため、社会体育施設運営審議会委員の一部を香美市審議会等の委員の公募に関する条例に基づき公募します。

2. 募集人数

2 名

3. 応募資格

応募期限日現在、次の条件をすべて満たす方とします。

- (1) 市内の社会体育関係者及び組織代表者・学識経験者のいずれかに該当する方
- (2) 社会体育施設運営について関心があり、年 2 回程度、平日（夜間含む）の会議に出席して積極的に意見を述べることができる方。
- (3) 香美市に在住又は通勤・通学・活動される満 18 歳以上の方
- (4) 市議会議員及び市職員並びに 3 つ以上の審議会の委員でない方

4. 委員の任期

委嘱の日から 2 年間

5. 職務内容等

- (1) 委員は、社会体育施設運営審議会に出席し、本市の社会体育施設の適正な運営について、必要な調査及び審議等を行います。（年 2 回程度）
- (2) 会議に出席した場合、本市が規定する報酬等を支給します。
- (3) 職務上知りえた秘密を漏らしてはならない義務を負います。

6. 応募方法

(1) 応募書類

香美市体育施設運営審議会 公募委員申込書

※公募申込書は香美市生涯学習振興課、香北分室、物部分室に備えることとし、香美市公式ホームページからのダウンロードも可能です。

(2) 提出先

応募書類を下記まで、郵送、持参、メールのいずれかで申し込みをしてください。
メールで申し込みの場合は、件名に「香美市社会体育施設運営審議会委員申込」と
記載してください。

〒782-8501

香美市土佐山田町宝町1丁目2番1号

香美市教育委員会生涯学習振興課

TEL 53-1082 FAX 53-5226

メールアドレス shogai@city.kami.lg.jp

(3) 応募期間

令和8年2月2日（月）～令和8年2月27日（金）※当日必着

7. 委員の選考方法など

香美市審議会等の委員の公募に関する条例及び、香美市社会体育施設運営審議会公
募委員選考要領に基づきます。